

国民健康保険からのお知らせ

保険税率が変わります

保健医療課国保年金係 ☎0824-73-1158



本年度の保険税率

広報しようばら4月号(No.157)でお知らせしたとおり、平成30年4月から、広島県と市町が共同で国民健康保険を運営していくことになりました。このことにより、保険税の決まり方も変更になりましたので、税率改正を行いました。

本市の本年度の保険税率は、「表1」とおりです。

【表1】国民健康保険税の税率表

区分	医療給付分		後期高齢者支援金分		介護納付金分 (40~64歳の人)	
	平成29年度 まで	平成30年度	平成29年度 まで	平成30年度	平成29年度 まで	平成30年度
応能割	所得割の税率 (前年中の所得に応じて計算)	7.10%	7.21%	2.10%	2.34%	2.10%
	資産割の税率 (本年度の固定資産税額に応じて計算)	22.20%	13.55%	8.00%	4.40%	9.70%
応益割	均等割額 (1人当たりの負担額)	24,400円	26,300円	6,700円	8,600円	9,500円
	世帯平等割額 (1世帯当たりの負担額)	19,900円	19,000円	5,600円	6,200円	4,900円
賦課限度額 (1世帯当たりの賦課額の上限)		540,000円	580,000円	190,000円	190,000円	160,000円

※保険税の賦課・徴収は、これまでどおり市で行います。 ※保険税額の決定通知は、7月中旬ごろ世帯主宛てにお送りします。
 ※応能割とは、負担能力に応じて負担する部分で、所得割と資産割のことです。
 ※応益割とは、受益者に応じて定額を負担する部分で、均等割と世帯平等割のことです。

これからの保険税率の決まり方

平成29年度までは、各市町村で医療費を推計し、被保険者数や世帯数などから必要な保険料(税)を算出して、料(税)率を決定してきました。平成30年度からは、広島県において、県内全体の医療費推計から県内で必要となる「保険料(税)必要額」が算出され、その内、各市町が確保し県へ納めるべき「保険料(税)総額」が示されます。

各市町は、県に納める「保険料(税)総額」が確保できるよう、市町ごとに「保険料(税)率を算定することになりました。この算定にあたって、県から目安となる「市町ごとの標準保険料率」も示されます。この「標準保険料率」を参考に、各市町は「保険料(税)率」を決定します。

※庄原市は「標準保険料率」を決定します。

将来的な「保険料(税)率」の統一

広島県では、将来的には、県内のどこに住んでいても、同一の所得水準・世帯構成であれば同一の「保険料(税)率」を決定します。

担になること(統一保険料率)を目指します。ただし、現在は「保険料(税)率」や「納率」の市町間格差があるため、当面、6年間の調整期間(激変緩和措置期間)が設けられ、平成36年度には統一保険料率を基に、市町ごとの「納率」を反映した「準統一」の保険料率(標準保険料率)とする方針です。

県から示された「標準保険料率」とその課題

庄原市は、これまで「4方式(所得割・資産割・均等割・世帯平等割)」で税率を決定していましたが、県から示された「標準保険料率」は、資産割を除いた「3方式(所得割・均等割・世帯平等割)」となっています。

将来的に、「標準保険料率」を適用する必要がありますが、次の課題があります。

課題①

資産割を直ちに廃止し、4方式から3方式に移行した場合、減税になる世帯がある反面、その減収分を均等割の

保険税率は毎年改正します

以上のとおり、庄原市では6年間の調整期間(激変緩和措置期間)を有効に活用し、段階的に県の示す「標準保険料率」に近づけていく方針です。

また、県においても毎年医療費が推計され「保険税必要額」が算出されるため、毎年、保険税率を改正します。段階的に資産割を引き下げ、また、段階的に均等割を引き上げる見込みであることから、前年度と比較し、増税となる世帯がある一方で、固定資産税がかかる世帯では減税となる場合もあります。

将来にわたって安定的に運営していくために

国民健康保険は、加入者の皆さんが病気やけがをしたときに、安心して医療が受けられるための制度です。このたびの制度改正で、国民健康保険を安定的かつ持続的に運営していくため、広島県と各市町が共同で運営することになりましたが、今後も医療費の高騰などが続けば、県全体で保険料の引き上げが必要となってきます。

加入者の健康を守り、医療費を抑制するため、本市では、今後も引き続き、健診などの健康づくり事業に取り組みます。

課題②

応能割と応益割の割合は、「応能50・応益50」が標準的とされているが、これまでの本市の状況は「応能53・応益47」となっている。一方、県から示された「標準保険料率」では「応能47・応益53」となっている。直ちに、現在の状況(応能53・応益47)から、県が示す割合(応能47・応益53)に移行すると、均等割の引き上げが必要になり、急激に負担が増える世帯がある。

庄原市の税率改正の基本的な考え方

庄原市では急激に負担が増えないように直ちに「標準保険料率」を適用せず、「図1」とおり平成36年度までに段階的に資産割を縮小し、「標準保険料率」と同じ賦課割合に移行する方針です。

【図1】国民健康保険税 賦課割合の段階的調整イメージ

